

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 第1回登米市立図書館協議会
開 催 日 時	令和5年7月26日(水) 午後2時開会 午後3時45分閉会
開 催 場 所	登米市視聴覚センター 2階 第1研修室
議 長 (委 員 長 又 は 会 長) の 氏 名	西條正典会長
出席者(委員)の 氏 名	及川俊弘副会長、阿部よし江委員、武山みゆき委員、八嶋賢子委員、加藤弘子委員、佐々木芳子委員、竹内透史委員
欠席者(委員)の 氏名	瀬戸栄典委員、後藤美和委員
事務局職員職氏 名	教育長 小野寺文晃、教育部次長 阿部信広、生涯学習課課長補佐 佐々木俊樹、主査 伊東智、迫・登米図書館長 及川幸記、副館長 伊藤知幸、迫図書館技術主幹 野家文恵、登米図書館技術主幹 本間文
議 題	令和4年度登米市立図書館(室)事業実績報告について 令和5年度登米市立図書館(室)事業計画について 新図書館整備について
会 議 結 果	令和4年度登米市立図書館(室)事業実績報告について、令和5年度登米市立図書館(室)事業計画について、及び新図書館整備について説明を行い、図書館運営、新図書館整備、今後の予定に対して意見を頂いた。
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 資 料	第1回 登米市立図書館協議会 (1) 令和4年度登米市立図書館(室)事業実績報告について (2) 令和5年度登米市立図書館(室)事業計画について (3) 新図書館整備について

発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
事務局 教育長	開会 委嘱状交付(8名) あいさつ
事務局	委員の自己紹介及び職員紹介 会長・副会長の選出 教育長が仮議長となり、協議の結果、会長に西條正典委員、副会長に及川俊弘委員に決定する。
会長	新任のあいさつ 教育長退席 欠席の委員が2名、出席が過半数であり、登米市図書館協議会規則第2条第3項の規定に基づき会長が議長となる。
議長(会長)	—協 議— (1) 令和4年度登米市立図書館(室) 事業実績報告についての説明を事務局から願います。
事務局	【資料に基づいて事業実績を説明】
議長(会長)	ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見があれば伺いたい。
委員	除籍冊数が3館で相違しているのはなぜですか。
事務局	経年で古くなった本や、内容が古い本などを除籍していますので、冊数については違いがあります。
委員	入館者数を見ると夏のイベントなど各イベントに図書館の工夫が見受けられ、そのことが来館者に繋がっているのでは効果があったと思えます。
事務局	ご意見ありがとうございます。各種イベントを行うことで集客するとともに、図書館利用に繋げていきたいと思えます。
委員	平成30年度の利用者数が多いのですが、何か理由はあるのでしょうか。
事務局	令和元年度に貸出冊数を5冊から10冊に変更することで来館者は減っていますが、貸出冊数は増えています。このことを考えますと、利用者が一回に借りる冊数が増えたと思われます。
議長(会長)	ほかに質問がなければ、(2) 令和5年度登米市立図書館(室) 事業計画について事務局より説明願います。
事務局	【資料に基づいて事業計画を説明】

議長(会長)	ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見があれば伺いたい。
委員	上杉文庫基金事業による今年度の図書購入はあるのでしょうか。
事務局	学校図書館に配架する図書の購入事業は令和4年度に完了いたしました。その本を利用した「本のポップ創作コンクール」を継続して行いたいと思います。
委員	利用促進事業の「図書館で学ぶ 野菜づくりのコツと裏ワザ」の内容について教えてほしいのですが。
事務局	(社)農山漁村文化協会の方を講師に野菜づくりについて説明をしていただき、図書館では野菜づくりや害虫に関する蔵書について説明を行い利用拡大に努めたいと考えています。
委員	図書館の予算に関する案件はないのでしょうか。
事務局	これまで運営に関することについて協議を行っていますが、特に予算についての協議は行ってはおりません。
委員	ブックスタート事業の成果は図書館にどのような形で表れているのですか。ブックスタート事業で図書館の利用まで考えているのであれば、その場で利用者カードを渡し利用者にする、また、利用者に対しては、希望する本を準備するなどサービスを充実することでリピーターとして図書館を利用して貰えるような方法が必要ではないのでしょうか。図書館の情報が上手く市民に届いていないように思えます。
事務局	ブックスタート事業の成果については、ブックスタートに参加したので図書館に来ましたと利用者から話をされない限り、一人ひとりを確認する必要があるので明確な成果を捉えることは困難と思われます。利用者カードについては、カードを作成するためには、システムに個人情報の登録が必要となるので、ブックスタート事業で渡すことが可能なのかについては検討して行きたいと思います。 利用者が希望する本については、図書館にあるリクエストカードで対応しています。市民に周知が不十分であるとのことであれば、図書館情報を発信している図書館だよりやホームページ、他に現在 SNS も活用していますので上手く情報提供を行っていきたいと思います。
委員	絵本などの貸出冊数を10冊から15冊に変えることで図書館も変わったといった印象も必要ではないのでしょうか。
事務局	利用者の動向や意見を聞きながら貸出冊数を増やす方法として検討したいと思います。
議長(会長)	ほかに質問がなければ、(3)新図書館整備について事務局より説明願います。
事務局	【資料に基づいて新図書館整備について説明】

議長(会長)	ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見があれば伺いたい。
委員	迫図書館、登米図書館及び中田図書室並びに視聴覚センターを廃止となっていますが、住民は納得するのでしょうか。利便性、学力の低下など懸念されますのでこれらを継続することはないのですか。
事務局	登米図書館は、公民館図書室として周辺の住民の学びや集いの場所として存続したいと考えています。
委員	公民館に残すと考えているのですか。
事務局	図書館の運営資源の一元化により、今まで出来なかった公民館図書室、学校図書室への支援、また、身近な公民館で図書資料の借受が出来るようなサービスの構築をしていきたいと思っています。
委員	「(5)図書館機能の一元化とサービスの充実」に「「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)」とあるが、視覚障害者の方が優先されると思われがちなので、「読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)」と記載した方が法律の趣旨に合っているので適切かと思われまます。 また、最後の文章の中で読書バリアフリー法について記載しているが、「④人と人が集い交流する」など別の文章の中で記載した方が良いのではないのでしょうか。
事務局	バリアフリー法の記載については、どの文章の中に記載したら良いか検討させていただきます。 また、正式な法律名(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)と馴染みのある通称(読書バリアフリー法)のどちらを先に記載するかについても併せて検討させていただきます。
議長(会長)	質問がなければ、その他になります。何かございますか
事務局	迫図書館のネーミングライツに関する契約が8月中に行なわれる予定で、看板などが変更される見込みとなっております。
議長(会長)	他にご質問、ご意見がなければ、議事を終了させていただきます。
副会長	閉会のあいさつ
	(閉会)